

## 補助金調書

補助金名	福岡市養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課 (TEL 092-711-4762)			
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	ひとり親		区分	その他の補助金			
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		通年				
(公募の場合) 応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費の取り決めに係る経費を負担していること</li> <li>・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること</li> <li>・養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者</li> <li>・過去に養育費の取り決めの対象となる児童に係る養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金の支給を受けたことがないこと</li> </ul>							
(非公募の場合) 非公募の理由								
補助開始年度	令和2	年度	経過年数	7	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	ひとり親(配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの)等の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、継続した履行確保を図る。							
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	2	回			
終期を延長する理由	事業継続により、公正証書等の作成費用を支援し、ひいては、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることができるため。							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料令に定められた公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代で、経費の全額が5万円を超える場合は5万円。						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度		前々々年度	
	件		108 件		132 件		148 件	
	2,940 千円		2,270 千円		2,816 千円		3,211 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	申請のあった108件について、補助金を交付した。							
補助金交付 による効果	養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、継続した履行確保を図ることにより、ひとり親家庭の安定した生活と、自立を促進することができる。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。